

残業した場合の食事の支給は課税されないの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 河内悟朗



リサ

昨日は午後8時まで残業したので、残業したみんなに食事が支給されたのですが、税金の面で問題はないでしょうか。



サキ先生

食事の支給については、①役員又は使用人が食事の価額の50%相当額以上を負担すること、②使用者が負担した金額が3,500円以下であることの2つの条件を満たせば、給与として課税されないことになっています。



リサ

私達は、負担していないので課税されるということですか。



サキ先生

その前に、リサさん達の勤務時間はどうなっていますか。



リサ

私を含めて、みんな午前9時から午後5時までです。



サキ先生

そうすると、リサさん達の場合のように、通常の勤務時間外に勤務を行った者に支給する食事については、課税しなくて差し支えないとされています。



リサ

よかったです。今週は忙しくて、毎日残業して食事が支給されているのですが、回数が多いと給与として課税されるのですか。



サキ先生

いいえ、残業に伴う食事の支給は実費弁償的なものであると考えられますので、課税しないこととされています。例えば、週に何回までなら課税しない、もしくは課税するという制限は特にありません。

ただし、非課税となるのは、通常の勤務時間外に勤務する残業や宿日直を行った場合に限られています。



リサ

食事ではなく金銭が支給された場合は、どうなりますか。



サキ先生

食事を支給した場合には非課税となります。食事をするために金銭が支給された場合には、ある種の手当と考えられますので、非課税とはならず給与として課税されますので、源泉徴収が必要となります。



リサ

金銭ではなく、食事が支給されていてホッとしたしました。



サキ先生

ただし、注意点もあります。

金銭の支給は原則として課税されますが、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を午後10時から翌日午前5時までに及ぶいわゆる深夜勤務者の場合は、使用者が調理施設を有していない等により深夜勤務に伴う夜食を現物で支給することが困難であるため、その夜食の現物支給に代え通常の給与に加算して一回ごとに定額で支給する300円（税抜）以下の金銭は課税しなくて差し支えないとされています。



リサ

食事の現物支給、金銭の支給、残業の場合及び深夜勤務者の場合とそれぞれ取扱いが違うのですね。

筆者紹介

河内悟朗（かわうち・ごろう）

1964年生まれ。国税不服審判所、東京国税不服審判所、東京国税局調査第二部勤務などを経て、横浜市西区で税理士・行政書士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。

公式HPは [河内税務会計事務所](#) で検索